

令和5年度
与論町文化観光資源ガイドライン

令和6年3月

鹿児島県与論町

目次

| | | |
|-----------------------|-------|----|
| 1. はじめに | _____ | 1 |
| 2. 与論町文化観光資源ガイドラインの策定 | _____ | 2 |
| 3. 与論町文化観光資源ガイドラインの運用 | _____ | 8 |
| 4. 地域資源リスト | _____ | 12 |

1. はじめに

与論島には琉球と薩摩両方の影響を受けた多くの歴史的、文化的資源が見られ、これらは島の自然や生物等との関連も強く、島の自然環境と同様に地域固有の資源といえます。

また、与論町は令和3年度より、持続可能な観光の国際基準(GSTC:Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations)及び日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D:Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations)にもとづく持続可能な観光地域づくりに取り組んでおり、与論島の持続可能な観光振興においても地域の歴史的、文化的な資源は、非常に重要なものと位置付けられます。

このように与論島にある様々な資源について、本ガイドラインでは、歴史的資源と文化的資源を中心に、資源の特性を鑑みて観光利用について与論島としての方向性を明確にするとともに、バランスの取れた維持管理や保護保全について示すものです。

なお、本ガイドラインは、島民の生活や行動を規制するものではなく、来島者および観光事業者に対し、対象とする資源の観光利用の考え方や方向性をまとめたものです。

2. 与論町文化観光資源ガイドラインの策定

(1) 本ガイドラインの背景と考え方

本ガイドラインは、GSTC および、JSTS-Dにのっとり策定を進めました。

国内で観光に取り組む各地では、文化資源を含めた観光資源の活用において、近年、SNS による情報発信が盛んになり、資源が広く周知されるなかで、意図しない資源の観光利用や資源本来の特性と異なる運用等が生じ、問題になりつつあります。

このような状況は、与論町においても例外ではなく、同様の問題が顕在化しつつあるため、早急な対応を考えていくなかで、与論町と観光事業者、文化財に知見のある地域の有識者を交えながら、本ガイドラインを策定することとなりました。

島内の地域資源が観光客や観光事業者等による SNS 投稿で知られることから、ゴミの不法投棄や焚き火等の問題も生じており、(一社)ヨロン島観光協会が発行しているガイドマップや同協会のインターネットサイト上で資源の概要や資源のある場所等の情報掲載を行わないようにするなどの対応策を実施していますが、資源の保護保全と利活用の両立は難しい状況にあります。

そのため、与論島内の歴史的、文化的資源について、観光活用と保護保全のバランスを踏まえた利用を促進するために、本ガイドラインを策定することとなりました。

(2) 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会について

本ガイドラインを整備するにあたり、与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会を設置し、以下の①～③の各点について確認、議論、検討を行いました。

① 資源リストとガイドラインの確認

掲載する場所、利用レベルの確認(定義や公表、対策等についても明記)

② 今後のガイドライン運用と検証体制の議論

- ・リストとガイドラインの管理運営
- ・評価・検討委員会(仮称)を年1回以上開催し、ガイドラインの内容等について評価・検討し、必要に応じた見直し
- ・委員は、文化財保護審議委員と観光関係より各3名程度とし、与論島エコツアーガイド連絡協議会および(一社)ヨロン島観光協会等から選出

③ 公表・対策等の検討

- ・ガイドラインの公表方法(役場・観光協会 HP、与論島エコツアーガイド連絡協議会、週報等)を検討
- ・資源のレベルに応じで、何を誰に公表するのかを検討
- ・利用制限がある資源や場所については、看板の設置を検討
- ・R6年度の観光施設等環境整備業務委託で整備し、観光協会のHP等で公表を検討



図1:第1回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

(3) 策定委員会開催概要

①第1回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

- ・日時: 令和6年3月1日(金) 17:00～19:00
- ・場所: 与論町役場会議室
- ・検討会の議事:
 1. 開 会
 2. ガイドライン策定の目的・概要について
 3. スケジュールについて
 4. 資源リストの掲載資源の検討について
 5. 閉 会

②第2回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

- ・日時: 令和6年3月26日(火) 15:00～16:30
- ・場所: 与論町役場会議室
- ・検討会の議事:
 1. 開 会
 2. 凡例(案)の確認
 3. 対象とする資源の確認
 4. リストの記載内容の確認
 5. 今後の運用方法について意見収集
 6. 閉 会

③第3回 与論町文化観光資源ガイドライン策定委員会

- ・日時: 旧暦令和6年3月29日(金) 15:00～16:30
- ・場所: 与論町役場会議室
- ・検討会の議事:
 1. 開 会
 2. 第2回検討会で決めた凡例と資源内容の確認
 3. 今後の活用方策、運営方法の確認
 4. 閉 会

④策定委員および事務局

・策定委員

| 役職 | 氏名 | 所属・役職 |
|----|--------|-------------------------------|
| 委員 | 麓 才良 | 文化財保護審議委員会委員長・エコツアーガイド連絡協議会会長 |
| 委員 | 菊 秀史 | 文化財保護審議委員会委員副委員長 |
| 委員 | 吉田 勉 | 文化財保護審議委員会委員 |
| 委員 | 川畑 こず枝 | エコツアーガイド連絡協議会(自主ルール策定委員) |
| 委員 | 本園 秀幸 | ヨロン島観光協会副会長、エコツアーガイド |
| 委員 | 南 勇輔 | 与論町教育委員会・学芸員 |

・オブザーバー・事務局等

| 役職 | 氏名 | 所属・役職 |
|--------|-------|------------------------------|
| オブザーバー | 栴山 寿春 | 観光資源リスト作成協力 |
| オブザーバー | 大馬 福德 | 与論町役場環境課課長(自然環境関連) |
| オブザーバー | 里山 剛史 | (一社)ヨロン島観光協会事務局次長 |
| 事務局 | 麓 誘市郎 | 与論町役商工観光課課長補佐 |
| 事務局 | 柳田 真希 | (一社)ヨロン島観光協会サステナビリティコーディネーター |
| 事務局 | 小池 利佳 | (株)奄美群島環境文化総合研究所(策定業務委託先) |

(3)ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインの策定にあたり、対象とする歴史的資源、文化的資源は以下の4種類を設定しました。

- ①有形文化財史跡
- ②無形文化財
- ③名所
- ④観光関連施設

また、「海岸、食文化、伝統技術、動植物、環境、生活文化」およびこれらに関連する資源は、本ガイドラインの対象とはしませんが、リストへの記載は行うものとします。

(4)ガイドラインで使用する凡例

本ガイドラインで対象とする歴史的資源、文化的資源について、利活用の可否とともに、利活用する際の留意点を踏まえた利活用の範囲については、「凡例」としてまとめ、資源リストに掲載することとしました。

以下に「凡例」を示します。

本ガイドラインで設定した地域資源リストの凡例

- FREE：観光客が見に行ったり積極的に観光利用できる資源(公有地、公共施設等)
 - ・観光協会が配布しているマップやデジタルマップ、その他広報物に掲載可
- 条件付-A：観光客に開放しているが民間所有が含まれる資源(権利関係に留意)
 - ・観光協会が配布しているマップやデジタルマップ、その他広報物に掲載可
- 条件付-B：観光客に開放するが公的情報発信は原則として行わない資源
 - ・観光協会が配布しているマップやデジタルマップ、その他広報物への掲載はせず積極的な広報は行わない。
- 条件付-C：ガイドや島民同伴で観光客に開放する資源(拝所や墓所等)
 - ・優先度の高い資源から看板(記載内容等は R6 年度に検討)の設置を進める。
- 条件付-D：ガイドや島民であっても管理者や関係者への事前問合せが必要な資源
(史跡、名所、祭礼、年中行事等)
 - ・優先度の高い資源から看板(記載内容等は R6 年度に検討)の設置を進める。
 - ・管理者の許可が得られない場合は、エコツアーガイドでも案内はできない。
- 非公開：観光客には公開しない資源(危険な場所、民間所有地、公開が困難な資源等)
 - ・地域資源リスト上でもリスト管理者(与論町商工観光課)及び共有者(与論町教育委員会、ヨロン島観光協会)以外は原則として非公開とする。

■ 観光客向けの資源の利用範囲

| | 自由に見ることができる | ガイド等の同伴の有無 |
|--------|-------------|----------------|
| ・FREE | ○ | ガイド無しで見ることができる |
| ・条件付-A | ○ | ガイド無しで見ることができる |
| ・条件付-B | ○ | ガイド無しで見ることができる |
| ・条件付-C | × | ガイド等の同伴が必要 |
| ・条件付-D | × | ガイド等の同伴が必要 |
| ・非公開 | × | × |

■ エコツアーガイド向けの資源の利用範囲

| | 自由に案内することができる | 案内するための管理者の確認 |
|--------|---------------|---------------|
| ・FREE | ○ | 管理者への確認は不要 |
| ・条件付-A | ○ | 管理者への確認は不要 |
| ・条件付-B | ○ | 管理者への確認は不要 |
| ・条件付-C | ○ | 管理者への確認は不要 |
| ・条件付-D | × | 管理者への確認が必要 |
| ・非公開 | × | × |

■ 資源の情報発信の範囲

| | 印刷物、HP | 観光客の SNS | 写真撮影 | マスコミ取材 |
|--------|--------|----------|-------|--------|
| ・FREE | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ・条件付-A | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ・条件付-B | 掲載しない | ○ | ○ | ○ |
| ・条件付-C | 掲載しない | 資源による | 資源による | 応相談 |
| ・条件付-D | 掲載しない | 資源による | 資源による | 応相談 |
| ・非公開 | 掲載しない | × | × | × |

3. 与論町文化観光資源ガイドラインの運用

(1) 与論島の既往の観光関連のガイドライン

①ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン

(一社)ヨロン島観光協会は、令和4年度に「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」を策定しています。

本ガイドラインは、「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」の「陸域のアクティビティガイドライン」に記載している「陸のガイドや観光事業者に気をつけていただきたいこと・守っていただきたいこと」を基本に、与論島の文化観光資源の観光利用と維持管理についてまとめました。

次ページ「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」の「陸域のアクティビティガイドライン」を示します。

YORON ISLAND
ACTIVITY GUIDELINES

陸のアクティビティ のガイドライン

陸のガイドや観光事業者に
気をつけていただきたいこと・
守っていただきたいこと

ヨロン島内の観光全般で守っていただきたいこと

島内の観光は自己責任で

ヨロン島内には、崖などの危険な場所やハチなどの有毒な生物、肌に触れるとかぶれる植物などがあちこちにある一方で、医療機関が少なく、万が一の際、携帯電話が繋がらない場所もあります。

ごみは持ち帰る

島内を観光する際、自分が持ってきたものには責任を持ちましょう。特に生ごみは野良猫などの餌付けにもつながり、プラスチックや金属類などは分解されずに地中に残ってしまいます。

火を使わない

キャンプ場等の許可された場所以外での焚き火やタバコのポイ捨てはやめましょう。山火事の原因になります。

舗装されていない場所にむやみに車両やバイクで乗り入れない

乗り入れた先に道はなく、ぬかるみや段差、道幅が狭くなる場合も多いので危険です。農地や私有地に続く道の可能性もありますので、未舗装路への乗り入れにはご注意ください。

動植物をとらない

動植物をとったり踏みつけたり、トラップを設置したりすることはやめましょう。少しでも大丈夫という気持ちは禁物です。

ヨロン島
観光ガイド



エコツアーガイド
紹介



エコツアーガイド
自主ルール



動植物を持ち込まない

ヨロン島にいない生き物(外来種)やペットを捨てないようにしましょう。かわいいペットも野外に放たれると、ヨロン島に生息する動植物の捕食者になってしまいます。また、外来種は生態系のバランスを崩す恐れがあります。



町なかやお店に適した服装で観光する

ヨロン島内の町なかやお店は、島に住んでいる多くの人も利用する日常的な生活空間です。濡れたままの服装や水着のまま歩いたり、お店に入ったりすることはご遠慮ください。

集落の観光で気をつけていただきたいこと

住民の暮らしとプライバシーへの配慮

ヨロン島には、島に住む人の暮らしとともに近い観光地が多くあります。住民の暮らしとプライバシーに配慮して観光を楽しみましょう。

迷惑行為はしない

島内の集落は、多くの人が生活している場所です。大きな声や音を出すと近くに住む方々の迷惑になる場合があります。大音量でのカーステレオの使用や、花火など音が出るもの、ドリフト走行などはやめましょう。



民家への立ち入りや覗き見はしない

集落散策や民家周辺で撮影を行う場合は、住民のプライバシーに配慮しましょう。公民館などは、住民の暮らしや活動のために管理されている施設ですので利用の際は管理者に許可を得てください。また、民家だけでなく、集落から離れた農地などへの立ち入りにもご注意ください。



島内の神聖な場所には敬意を払う

ヨロン島には、島の人たちが大切にしている神聖な場所(墓地、風葬跡地、拝所*)があり、多くが分かりづらく私有地です。神聖な場所での無遠慮な見学や写真撮影等は控えましょう。神聖な場所の散策には、エコツアーガイドのご利用をお勧めします。
※拝所は、特定の樹木や岩であることのほか、見晴らしの良い丘や海岸の一部などにもあります。



地元の住民には「お邪魔します」の気持ちで

挨拶をきっかけに会話も弾み、観光がより思い出深いものになるはずです。道を尋ねるときも同様です。集落を案内するエコツアーガイドのいる場所もあるので、是非、ご利用ください。



島内の交通で気をつけていただきたいこと

島内の道路では自動車の速度を落とす

島内には細かな脇道も多く、それらは農作業など仕事で使う道でもあり、高齢者のシニアカー(右側通行)なども走るヨロン島の暮らしの道です。島内の道路を通るときは、自動車の速度を落としてヨロン島の生活の風景を感じながら安全で快適な運転をお願いします。



車は交通の迷惑にならない場所に停める

ヨロン島内には、駐車場と間違えそうな私有地や集落で管理している土地もあります。駐車する際には近くに住民に確認をして下さい。また、島内の道は狭い道も多いため、路上に駐車すると住民の通行の妨げになり危険です。アイドリングもやめましょう。

島の名勝・史跡で気をつけていただきたいこと

構造物には登らないようにしましょう

ヨロン島には、先人の方々が作り上げ現在まで引き継がれてきた多くの屋敷跡や城跡、井戸などがあり、これらは一見すると頑丈に見えても、長年の劣化や植物の影響で、脆く、崩れる危険性があるため、通り道になっている通路を使い、石垣や井戸などの構造物の上に乗ったり、寄りかかったりすることは避けましょう。

名勝や史跡内の物品(遺物)は拾わないようにしましょう

ヨロン島には、先人の方々が生きてきた痕跡である道具や、食べた後の貝、時にはお墓の近くから流れてきた先人の骨が落ちていたりします。これらは地域にとって大切な文化財だったり、神聖な場所にあったお供え物の一部かもしれません。アンティークを集めるように無暗に落ちている物品を拾い持ち帰ることはやめましょう。

陸のガイドや観光事業者に
気をつけていただきたいこと・
守っていただきたいこと(共通事項)

- ヨロン島で観光ガイドをする際に、島の自然や歴史、文化などを守り、育むための基本的な知識や考えのもとでお客様をご案内する。
- 写真や資料を使いながら、自然環境の保護保全、集落住民への配慮のもと、地元行政や関係団体と連携しながら、持続的な観光による地域の振興を目指す。



(2)本ガイドラインの運用上の留意点

①本ガイドライン及び資源リストの管理について

本ガイドラインで対象とする資源リストは、与論町商工観光課が管理し、与論町教育委員会及び(一社)ヨロン島観光協会と情報共有を行います。

毎年1回以上実施する予定の資源の見直しでは、資源リストの記載内容や記載している資源の利活用と管理に対する所有者意向を確認します。

②本ガイドライン及び資源リストの評価・見直しについて

本ガイドライン及び資源リストについては、評価・検討委員会(仮称)を年1回以上開催し、ガイドラインの内容等について評価・検討し、必要に応じて見直しを実施することとする。また、委員については、与論町文化財保護審議委員より3名程度、観光関係者(与論島エコツアーガイド連絡協議会、(一社)ヨロン島観光協会等)より3名程度を選出する。

リストに掲載されている資源に与論町の文化財も含まれているため、毎年、資源の見直しを文化財保護審議委員会の開催前のタイミングで実施し、同委員会の了承を得ることとします。また、(一社)ヨロン島観光協会が毎年発行している観光マップを印刷する前のタイミングで実施することで、最新の情報を観光マップにも反映できるようにします。

③地域資源リストと公開範囲について

本ガイドラインで取り上げている地域資源は、本事業で作成する「与論町地域資源リスト」を与論町商工観光課が管理し、与論町教育委員会や(一社)ヨロン島観光協会と情報共有しながら、今後の資源の管理活用に取り組むものとします。

「与論町地域資源リスト」の公開は、凡例の区分をもとに、以下の3段階の公開範囲を設定します。

- 1) 広範な公開 …… 凡例の FREE、条件付き-A、-B
- 2) エコツアーガイド等への公開 …… 凡例の FREE、条件付き-A、-B、-C、-D
- 3) 資源台帳としての範囲 …… 凡例の FREE、条件付き-A、-B、-C、-D、非公開

④その他

令和6年度以降に整備予定の資源の説明や利用の留意点を記載する看板は、整備とあわせて記述内容の検討も随時、実施します。

(3) 今後の与論町文化観光資源の維持管理について

①維持管理体制の考え方

与論町文化観光資源の維持管理は、与論町及び与論町教育委員会と資源の管理者 や関連する民間の組織・団体が連携して実施します。

②維持管理の財源の考え方

資源の維持管理の財源は、官民の利用可能な財源を広く検討し、導入を目指すものとします。

4. 地域資源リスト

地域資源リストは、以下の3段階の公開範囲に沿って、作成しています。

- ①広範な公開(与論町及びヨロン島観光協会 HP 等で公開)

- ②エコツアーガイド等への公開

- ③資源台帳としての範囲(資源リスト管理者及び共有者のみ)

与論町地域資源リスト

- ・FREE → 観光客が見に行ったり積極的に観光用できる資源(公有地、公共施設等)→当ホームページで公開
- ・条件付-A → 観光客に開放しているが民間所有が含まれる資源(権利関係に留意)→当ホームページで公開
- ・条件付-B → 観光客に開放するが原則として公的情報発信は行わない資源→一般公開はしない
- ・条件付-C → ガイドや島民同伴で観光客に開放する資源(拝所や墓所等)→一般公開はしない
- ・条件付-D → ガイドや島民であっても管理団体や関係者への事前問合せが必要な資源(史跡、名所、祭礼、年中行事等)→一般公開はしない
- ・非公開 → リスト上でも管理者及び共有者以外は非公開の資源(学術調査等を除く)→一般公開はしない

| 公開区分 | 資源の種別 | 名称 | 国指定文化財 | 町指定文化財 | 概要 |
|------|-----------|-------------------|--------|--------|--|
| FREE | 有形文化財(史跡) | 与論城跡(崖上部分) | | ○ | 15世紀初め琉球北山王朝の支城として築城されたが、築城中に本家滅亡のため未完成といわれている。伏龍の形に積み上げられた琉球石灰岩の石垣を見ることができる。また、近年の調査により城域が2万㎡を超える琉球列島でも有数の大型グスクであることが明らかになっており、また、沖縄のグスクの影響を受けた城郭遺跡としては沖永良部島の遺跡とともに北限にあたることから、古琉球期の奄美群島と沖縄島の勢力との関係を考える上で、極めて重要な城郭遺跡である。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | 舵引き丘(ハジピキパンタ) | | | 舟の舵が浅瀬に引っかかり降り立ってみると珊瑚礁がムクムクと盛り上がり与論島が生まれたという神話が残される場所。南に沖縄の国頭、本部半島、伊江島、西に伊平屋島、伊是名島、北に沖永良部島、徳之島を見渡すことができる。また、当該地は与論島を南北に縦断する辻宮断層の断層崖上にあり、島の地理環境を考える上で重要な場所である。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | 按司根津栄神社 | | | 琉球統治以前に与論島を治めた按司根津栄を祀った神社。按司根津栄は、幼児の頃から武術に長けていたため琉球王にほれ込まれ、与論島を治める按司(アジ)の位を与えられ、根津栄(ニツチエー)という場所で生まれたことから、按司根津栄と名を授けられ、琉球王の側で仕えていました。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | アマンジョウ | | ○ | 与論島に人が初めて渡来した時、この水を発見し、それからこの島に人が住みついたといわれている井戸。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | 上城(ウワイグスク) | | | 与論城跡の築城以前に存在したと伝わる城跡。与論城築城のため、この城の積み石を当時の島民を一行に並べて手渡ししたとの伝承がある。赤崎鍾乳洞南隣の丘がその跡といわれる。平成元年度に実施された発掘調査では、石積の痕跡は確認されたものの、城跡が構築、利用された年代は判明しなかった。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | 浜宿跡史跡 | | ○ | 按司根津栄がよく漁をしたと伝えられる船倉海岸に網干し場や、祭り石などがある。現在でも旧暦3月3日には氏子がここで祭祀を行う。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | 高千穂神社(ターヤパンタ) | | | 明治時代初めに勧請された高千穂社の末社。元々、ターヤパンタとして地域住民の信仰の場であった高台に建立された。本宮がある宮崎県側(北側)を向いている。 |
| FREE | 有形文化財(史跡) | 麦屋井(キンジャゴ一・ニジャゴ一) | | ○ | 町指定天然記念物。羽衣伝説や島内でも古い由来を持つ鍛冶屋跡があり、豊富な水量から昭和中頃まで周辺住民の重要な水源として利用されていた。鹿児島県指定天然記念物のサキシマヌマエビやレッドデータブックに記載されているシマチスジノリが生息するなど、貴重な自然環境でもある。 |

| | | | | |
|------|-------|---------------|---|--|
| FREE | 無形文化財 | 与論十五夜踊り | ○ | <p>与論十五夜踊りは、嶋中安穩・五穀豊穰を祈る祭事として、旧暦3月・8月・10月の十五夜に、神前に奉納される芸能です。永禄4(1561)年に当時の与論領主が、島内・琉球・大和の芸能を学ばせ、1つの芸能にまとめあげたものといわれるだけに、各地の芸能の特色が混じり合っており、文化交流の歴史を偲ばせる非常に珍しい芸能。</p> <p>踊り手は1番組と2番組に分かれ、双方が交互に踊りを奉納していきます。1番組の踊り方は本土風のもので、寸劇仕立ての踊りとなっています。せりふはすべて与論の古い方言で、竹と紙で作った大きな仮面を用いるのが特徴。2番組の踊り方は琉球風のもので、集団での手踊り・扇踊りとなっています。恋や自然を謳いあげた唄は優雅で美しく、こちらはシュバという頭巾をかぶって踊る。1番組・2番組とも踊り手は男性のみで受け継がれており、保存会がその伝承に取り組んでいます。</p> <p>与論十五夜踊りは平成5(1993)年12月13日に、国の重要無形民俗文化財に指定されている。</p> |
| FREE | 無形文化財 | サンガチ(浜下り) | | <p>旧暦三月三日に行う行事で、墓に行き先祖を拝んだ後、砂浜で魚介類の採集活動や新生児に草鞋やざる・腰カゴを持たせて海に足をつけることで無病息災を祈る、サンガツパジミを行う。サンガツパジミの後はそのまますでに砂浜で宴会を行うことも多かったが、現在は自宅に移動して宴会を行う場合も増えている。このサンガツサンニチの際に行く海岸は家や集落ごとに凡そ決まった場所がある。なお、サンガツサンニチ当日は、町内の学校は午後から休校となり、町内のスーパーなども休みになるため島内を挙げて行われる行事でもある。海開きもサンガツサンニチに合わせて茶花海岸で行われる。</p> |
| FREE | 無形文化財 | トゥンガモーキヤー | | <p>旧暦八月十五夜に行われるモチ貰い行事。トゥンガモーキヤー・トゥンガヌドゥなども言った。元々は、八月十五夜の夕方に昇ってきた月にお供えしたモチを子どもが盗み取る行事であったが、現在は参加する子どもたちの夜間の安全管理の観点から、夕方前から各家に置いてあるお菓子やモチなどをもらっていく形式に変化してきている。</p> |
| FREE | 名所 | ヨロン駅 | | <p>ヨロン島には鉄道は通っていませんが、「ヨロン駅」という名の駅のモニュメント。駅構内には、5メートルばかりのレールの上に乗った車輪と駅名標、ゲートがある。夜は星空観察のポイントとしても人気があります。</p> |
| FREE | 名所 | ビドウ遊歩道 | | <p>雄大なカルスト地形を観察できる断崖絶壁にある遊歩道。琉球石灰岩が風化してできた起伏のある地形を整備した。目の前に広がる水平線に沖縄県の本島、伊平屋島、伊是名島の島影を望むことができる。また、昔は雨ごいを行う場所でもあった。</p> |
| FREE | 名所 | 愛の鐘 | | <p>ビドウ遊歩道にあるハート形のモニュメント。沖縄県と鹿児島県の海峡に沈む夕日を望める。運が良ければ、2月から4月にかけてシベリアから繁殖のためにやってくるクジラの姿が見られる。</p> |
| FREE | 名所 | パトヌコー(鳩の湖) | | <p>船倉海岸の岩場にあり、常に水が枯れることがないといわれる小さな水たまりである。</p> |
| FREE | 名所 | コーラルウェイ | | <p>映画「めがね」に登場するサンゴの砂でできた空港横の白い道。舗装せずにそのまま残してほしいという声を受けて、変わらない景色が今も残る。滑走路沿いなので飛行機を真横で見ることができる。</p> |
| FREE | 名所 | ミコノス通り | | <p>姉妹都市のミコノス島(ギリシア)をイメージした白い壁やモニュメントがあちらこちらで見られ、写真撮影も楽しめる。</p> |
| FREE | 名所 | ゆいの丘(奄美十景) | | <p>1982年に南海日日新聞(なんかいにちにちしんぶん)社が公募し選考した、奄美を代表する素晴らしい10の景勝地。与論島では百合ヶ浜が選出されている。平成27年の天皇皇后両陛下の行幸啓でご覧になった記念碑が立っている。</p> |
| FREE | 名所 | 大金久遊歩道 | | <p>大金久海岸のキャンプ場から船倉海岸近くまでの約1km間に伸びるゴムチップ舗装の遊歩道。南国の植物が楽しめる。</p> |
| FREE | 名所 | トゥーシ(タイムトンネル) | | <p>奄美十景のビーチにある、干潮時に通ることができる岩のトンネル、通称”タイムトンネル”は、2人で手を繋いでくぐると、ずっと一緒にいられるという幸せスポット。</p> |
| FREE | 名所 | フクギのトンネル(城旧道) | | <p>城集落内にある麓トシエ氏宅(ティドゥール)東側から屋川(ヤゴー)につながる旧道で、両脇にフクギが植えられ、昔ながらのサンゴの石垣などを見ることができる。旧道から見る一番幹の太いフクギ(麓トシエ氏屋敷内)は樹齢280年前後になる。</p> |
| FREE | 名所 | 翔龍橋のヤンバルクイナ像 | | <p>琉球石灰岩の断崖を下から見下げ、与論城築城の跡が垣間見える貴重な場所。広場では、沖縄北端の国頭村から友好の証にと贈られたヤンバルクイナの像が故郷・沖縄国頭村を見つめている。</p> |
| FREE | 名所 | 勇気の岬 | | <p>沖縄本島や島の西側を望むことが出来る景勝地で島の隆起と断層崖によって形成された眺望が特徴。周辺はシニグ祭りの祭場も。</p> |

| | | | | |
|-------|---------------|---------------------------------|--|--|
| FREE | 施設 (管理人有) | サザンクロスセンタ ー | | ヨロンの歴史・文化・自然・暮らし・芸能などのパネルや民具が展示されている資料館です。 また、ヨロンを愛した森瑤子さんの遺品や映画めがねで使用した自転車も展示されています。 5階の展望室からは沖縄北部や近隣の島々を見渡すことができます。 |
| FREE | 施設 (管理人有) | 与論民俗村 | | 昔の民家や民具をそのまま残す屋外民俗資料館です。 村内はスタッフの菊さん一家の語りで与論島の暮らしと文化を深く知ることができます。 また郷土玩具作りや草木染めなどのその他島の文化に触れる事が出来る体験教室も行なっています。 |
| FREE | 施設 (管理人有) | ゆんぬ体験館 | | ヨロン島の暮らしや郷土料理、文化等を知ることのできる体験型施設です。歴史・史跡探訪、三線(さんしん)・民謡体験、郷土料理(お菓子)づくりなどの体験メニューがあります。 |
| FREE | 施設 (管理人有) | ゆんぬ楽園 | | 与論島のほぼ中央にあり、5,000坪の敷地に300種類を超える与論や沖縄、東南アジアの花や木々を集めた亜熱帯植物園です。 |
| FREE | 施設 (管理人有) | ゆんぬあーどうる焼 き | | 与論島唯一の窯元。焼き物体験は初心者でも楽しめます。島の植物を使用した素朴な風合いの焼き物は食卓に馴染みます。 |
| FREE | 施設 (管理人有) | 図書館 | | 昭和59年に開館した町営の図書館。与論島に関する書籍・資料が多くある。 |
| FREE | 施設 (管理人有) | 赤崎鍾乳洞 | | 与論島はサンゴ礁が隆起してできた島です。その大地が地下水によって侵食され、長い年月をかけて造り上げられた大自然の彫刻、それが赤崎鍾乳洞です。 また、鍾乳洞内で発見されていた人骨は、約1000年前の人骨であることが、鹿児島女子短期大学、国立歴史民俗博物館の調査によって判明した(竹中他2021)。 |
| 条件付-A | 有形文化財 (史跡) | 手所(ティドゥル)のヒ ンブン屋敷 | | 城集落に見られる琉球民家特有の門構えで、表から屋敷の内側が直接見えないようになっている。魔除けや外からの目隠しの役割がある。 与論島で初めて福木が植えられたと伝えられている。屋号は手所(ティドゥル)。 |
| 条件付-A | 有形文化財 (史跡) | 上野應介生誕の地 (南上間(パーウィ マ)の屋敷) | | 明治13年に戸長に就任し、口之津への移住など島の発展の礎を築いた上野應介の屋敷跡。上野を讃える石碑や、循環型生活のなごりである石垣造りの豚舎も見られる。屋号は上間(ウイマ)。 |
| 条件付-A | 名所 | 石積パンタ | | 按司根津江が石積パンタから大嶺山までシュロを垂らした紐を渡して兵士に見立て、島の東側を航行する船から弓矢を放たせて弓矢を集めたとい伝わる。 朝戸断層の断層崖の一部であるため、崖周辺では地質の変化を楽しむことができ、石積みされた遺跡が残されている。 |
| 条件付-A | 名所 | ウロー山脈 | | 古里集落から那間集落にかけて県道623号線沿いにあり、那間集落からは県道と合流する石灰岩段丘。昔のサンゴ礁のリーフエッジの名残り、島が隆起しながら形成された状況をうかがい知ることができる。 |
| 条件付-A | 名所 | ハミゴーパンタ(通 称:ゆうきの丘) | | 前浜海岸や風花を望む段丘上の高台。島の隆起と断層崖によって形成された眺望が特徴。 |

令和5年度
与論町歴史文化観光ガイドライン
令和6年3月
鹿児島県与論町
